

## 平成29年度長崎県予算編成方針（ポイント）

### 平成29年度当初予算の基本的姿勢

「長崎県総合計画 チャレンジ 2020」に掲げる目標の実現に向け、積極的な施策の展開を図るとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、力強い施策の展開を図る。

今後の財政運営に当たっては、当面の基金残高に加えて、長期的な公債費負担の推移に着目した、中長期的な財政構造改革に着手する必要があるが、財政の構造を変えていくためには、事業規模を縮小するだけでは限界があるため、大局的な視点に基づき、分野を問わず、事業、施策・職員配置のあり方そのものまで踏み込んだ検討をしていく必要がある。

このため、平成29年度の予算編成期間を「財政構造改革のための総点検期間」と位置付け、具体的に検討すべき項目を洗い出すとともに、早期に着手が可能なものについては、速やかに実行していく。

### 本県の財政状況と平成29年度以降の収支見通し

近年、社会保障関係費の増高や地方交付税の抑制等により、財源調整のための基金残高は平成27年度末で305億円と、ピーク時である平成14年度の半分程度に減少している状況。

本県の財政構造を、他県との比較で分析すると、税収や地方交付税の伸び率が小さく、他県では大幅な縮減が進められている県単独普通建設事業については、一定規模を維持している構造が、基金取崩しの主な要因。

先に公表した中期財政見通し（平成29～33年度）においても、国の退職手当債の発行基準の見直しを主な要因として、昨年試算時より収支が悪化しており、苦しい予算編成を余儀なくされている状況。

また、実質的な公債費の長期シミュレーションの結果、現在の投資水準を維持したうえで、退職手当債制度改正の影響を借換債等の発行により対応した場合、平成49年度には現在の水準から50億円を超える負担の増加を見込んでいる。

### 平成29年度予算要求枠の設定

平成29年度予算要求額は年間所要額とし、次の予算要求枠を設ける。ただし、予算編成過程において、県税収入の動向や個別事業の必要性・緊急性を精査のう

え、最終的な予算計上額を決定する。

## 1 各部局へ枠配分する経費

### (1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

#### 【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

#### 経常的経費

- ・ 単独維持補修 97%以内
- ・ 非常勤嘱託等経費 前年度同額
- ・ 固定的経費（指定管理者負担金及び共通事務費を除く）
- [ 特定事業 ] 97%以内
- [ 特定事業以外 ] 95%以内
- ・ その他経費 95%以内

政策的経費 70%以内

(2) 枠内普通建設単独事業 80%以内

(3) 公共事業費（継足補助含む） 100%以内

## 2 総合計画特別枠

原則として、総合戦略を推進する事業。

- ・ 先駆性を有し、本県の課題解決に繋がるものであり、部局内での財源捻出が困難と認められるものに限定
- ・ 枠総額 概ね6億円程度を目安
- ・ 各部局1件まで、新規事業又は拡充事業に限定

## 3 総合計画推進枠

前年度政策的経費の20% 【一般財源ベース】
---------------------------

× 1.0

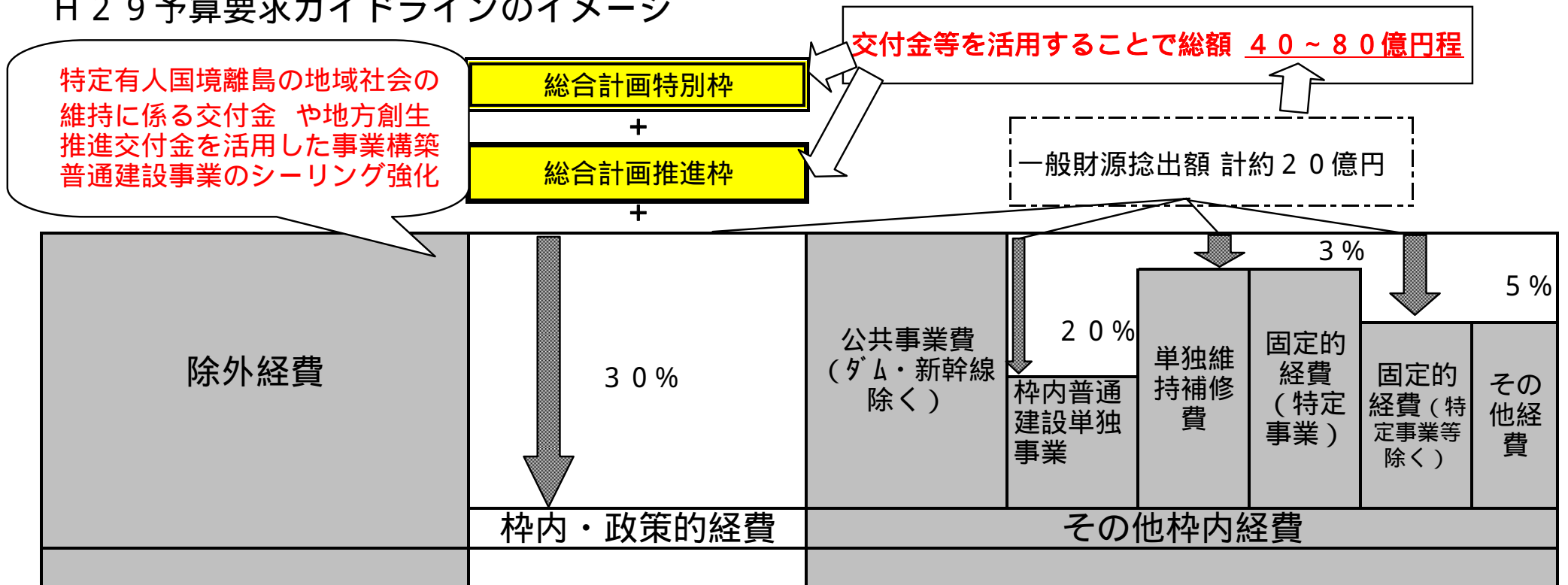
- ・ 特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金及び地方創生推進交付金を活用する場合は上記の2倍～4倍の要求可【事業費ベース】
  - ・ 新規事業又は拡充事業に限定
- 上記の交付金を活用できない部局については、政策的経費30%削減額×1.0で要求可

## H 2 9 予算編成方針のポイント

総合計画や総合戦略の実現に向けて、国庫補助制度を最大限活用し、積極的な施策の構築を図る。長期的な公債費負担の推移に着目し、中長期的な財政構造改革に着手することとしており、分野を問わず、事業、施策・職員配置のあり方そのものまで踏み込んで検討する。

平成29年度の予算編成期間を「財政構造改革のための総点検期間」と位置付け、具体的に検討すべき項目を洗い出すとともに、早期に着手が可能なものについては、速やかに実行していく。

## H 2 9 予算要求ガイドラインのイメージ



国制度の詳細が不明であり、今後変更することがある。

# 平成 29 年度長崎県予算編成方針

## 平成 29 年度当初予算の基本的姿勢

「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」の実現を目指し策定した「長崎県総合計画 チャレンジ 2020」に掲げる目標の実現に向け、積極的な施策の展開を図るとともに、地方創生の推進に向けて取りまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本県ならではの力強い施策の展開を図る。

なお、要求に当たっては、社会情勢や県政を取り巻く環境変化を敏感にとらえ、顕在化する様々な地域課題の把握に努めるとともに、本県の構造的な課題と正面から向き合うことにより、それら課題の解決を図り、県民に具体的な成果を示せるよう、積極的な施策の構築を図りたい。

加えて、今後の財政運営に当たっては、当面の基金残高に加えて、長期的な公債費負担の推移に着目した、中長期的な財政構造改革に着手する必要があるが、財政の構造を変えていくためには、事業規模を縮小するだけでは限界があるため、大局的な視点に基づき、分野を問わず、事業、施策・職員配置のあり方そのものまで踏み込んだ検討をしていく必要がある。

このため、平成 29 年度の予算編成期間を「財政構造改革のための総点検期間」と位置付け、具体的に検討すべき項目を洗い出すとともに、早期に着手が可能なものについては、速やかに実行していく。

## 本県の財政状況と平成 29 年度以降の収支見通し

現在、長崎県行財政改革推進プラン等に基づく行財政改革に取り組んでいるが、近年、後期高齢者医療、介護保険などの社会保障関係費の増嵩や地方交付税の減少等が続き、財源不足が生じる厳しい財政状況が続いている。

この結果、財源調整のための基金の残高は平成 27 年度末で 305 億円と、ピーク時である平成 14 年度の約半分に減少している状況にある。

加えて、先に公表した今後 5 年間の中期財政見通し（平成 29～33 年度）においても、国の退職手当債の発行基準の見直しにより、退職手当債の発行額が縮減されたことを主な要因として、昨年試算時より収支が悪化したことから、引き続き、基金を取り崩しながらの財政運営を余儀なくされ、苦しい予算編成が強いられる見込みである。

また、実質的な公債費の長期シミュレーションの結果、現在の投資水準を維持したうえで、退職手当債制度改正の影響を借換債等の発行により対応した場合、平成 49 年度には現在の水準から 50 億円を超える負担の増加を見込んでいる。

本県の財政構造を、他県との比較で分析すると、税収や地方交付税の伸び率が小さく、

他県では大幅な縮減が進められている県単独普通建設事業については、一定規模を維持している構造が、基金取崩しの主な要因となっている。

〔参考〕平成27年度決算見込み

主な歳入の状況

	歳入構成比
・ 県 税	16.1%
・ 地方交付税	31.1%
(臨時財政対策債含む)	36.4%
・ 国庫支出金	15.7%
・ 県 債	13.7%

県民1人当たり県税(普通会計)

・ 本 県 101,095円(全国平均138,770円 46位)

歳出のうち義務的経費の構成比(普通会計)

・ 本 県 48.7%(全国平均 45.6% 16位)

平成27年度末県債残高

・ 1兆2,188億円 全国平均、順位は平成26年度

## 切れ目のない行財政改革を推進するための予算編成にあたっての留意事項

本県では、これまで、事業量や業務量に対応した必要な財源・人員の確保を図りながら、安定的な行財政運営を目指し、様々な取組を進めてきたところであるが、行政課題の複雑・多様化が一層進み、全国的な人口減少に対応するための地域間競争が激しくなる中、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」や「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実現に向けて、今年度から導入した事業群評価等に基づき、これまで以上に、限られた財源や人材を有効に活用すること。

また、先に策定した中期財政見通しでは、「長崎県行財政改革推進プラン」の着実な実施を前提としたうえで、苦しい予算編成を強いられる見通しであるため、収支改善目標額については、あらゆる工夫や手法を検討し、未利用地の売却や有効活用、内部管理経費の削減などの対策の拡充に積極的に取り組むこと。

以上の基本的な考え方を踏まえ、具体的には次に掲げる事項に特に留意すること。

### 1 事務の選択と集中

#### (1) 既存事業の見直し

財源・配置人員に上限があることを認識したうえで、他県との比較や交付税乖離などの分析・検証の強化を行い、事業のスクラップアンドビルドを徹底すること。

また、スクラップアンドビルドは、総合計画の事業群における当該事業の位置づけ

を踏まえ、他の事業との優先順位や貢献度を勘案して行うこと。

既存事業については、経営戦略会議及び事業群評価の結果などにに基づき、必要性、事業効果等についてゼロベースから厳しく見直し、既にその役割を終えたと思われる事業については廃止するとともに、時限的事业で平成28年度に期限の到来した事業については、終了すること。

新たな事業は、部局内での事業の優先順位を付けた上で、原則として既存事業の見直しの範囲内で行うこと。

終期設定がない事業については、定期的な見直しの観点から、原則として終期を設定すること。

## (2) 事業群評価の有効活用等

政策選択のための重要な手段として今年度から導入した事業群評価制度を有効に活用し、県民に対する行政の説明責任の徹底と県民の視点に立った成果重視の行政への転換を図り、県民本位の効率的で質の高い行政を推進する必要がある。

特に、県民に対し、どのような成果をもたらすことができたのかという視点に立って、施策や事業の検証を行い、その結果を県民に示すとともに、検証結果や県民からの意見、定期監査及び予算決算委員会における指摘等に基づいて、施策や事業の改善・見直しを行い予算に反映させること。

## (3) 県単独事業の見直し

県単独事業については、全ての事業について、新たな基金や有利な国の制度、外郭団体や民間団体の各種助成制度への振替等を検討すること。

その際、活用できる制度に合わせて事業を再構築するなど、あらゆる工夫や手法を検討したうえで判断すること。

特に、普通建設事業は、他県が縮減を進めているなか、一定規模維持している状況を踏まえ、徹底的に検討すること。

なお、やむを得ず県単独で実施する場合には、県負担額の縮減に可能な限り取り組むこと。

## (4) 県単独補助事業の見直し

県単独補助負担金・交付金については、地方自治法に規定する補助の原則である「本県の公益上必要なものか」を見極めたうえで、社会情勢の変化等をふまえ、県の関与の必要性、支援方法の妥当性、費用対効果等について改めて検証し、積極的な見直しを行うこと。

また、見直しにあたっては、平成26年度に整理した「県単独補助金等見直し検討の視点」も踏まえ、廃止も含めゼロベースで検討を行うとともに、存続する場合も、政策的に誘導すべき特定の目的に対して補助効果が最も発揮されるよう、特に次の点に十分留意しながら重点化・効率化等の見直しを図ること。

奨励的な目的が薄れたもの、補助効果が乏しいものなど存続する意義が失われたものは廃止・縮小すること。

事務手続を簡素化し、補助事業者の自主性を尊重する観点から、同一目的あるいは

類似の補助金は統合メニュー化すること。

市町に対する県単独事業補助金についても徹底した見直しを行い、なお存続させる場合、交付金化など市町が使いやすいような工夫を行うこと。

国庫補助の継足補助金については、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等を十分検討し、より生産性や所得の向上などに直接つながる事業に重点化すること。

各種団体に対する補助金について、定額補助金も含め、対象経費の明確化を図るとともに、運営費補助については、団体の自立に向けての意識改革を促し、漸減方式の導入を検討すること。

原則として、1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含め見直しを行うこと。

特に、地区別に組織されている複数の団体等に対して定例的に支出するような定額補助金やこれに類する少額補助金などは、その効果を十分検証し、見直しを図ること。

## **(5) 貸付金の見直し**

貸付金の予算額については、貸付実績を検証のうえ、それに見合うものとする。

また、県の財政的関与の必要性、貸付効果、金融機関との融資比率等について検証を行い、金融情勢や経済情勢等の変化を踏まえ、目的を達したもや効果の薄いものなどは、廃止・縮小を検討すること。

なお、三セク等県関係機関に対する一時貸付金（短期貸付）を実施する場合、財務処理の適正化の観点から、原則一会計年度内に償還が実施されること。

## **(6) 委託事業について（外部委託の推進等）**

企画・立案など、県本来の機能と考えられる部門は強化する一方で、「多様な行政事務の外部化」「包括的民間委託等の推進」を基本として、これまでの外部化の成果と問題点を検証したうえで、窓口業務など専門性は高いが定型的な業務を含め、民間活力を活用した方がより効果的・効率的な業務は外部への委託を一層推進すること。

なお、県が自ら実施する場合と比較し、効率性、有益性等が真に高いものであるか十分検証し、非効率となっているものは、廃止を含め抜本的な見直しを検討すること。

また、類似の事業において委託事業と補助事業が併存する場合には、県の直接事業として委託事業と位置付けるべきか、公益上の必要を認めた補助事業と位置付けるべきか矛盾のないよう見直しを検討すること。

## **2 基礎自治体の重視**

### **(1) 国及び市町事業との調整**

国庫補助事業と類似の事業については、補助事業の活用を図り、事業対象、補助率等について再検討すること。

市町村合併により、新市町の規模や権限、行財政基盤が拡大・強化したことを踏まえ、県と市町の適切な役割分担のもと、市町の真の自立と自主性の発揮につながるよう、本来市町で行うべき事業、市町で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、市町事業とし、旧来の考え方を単に踏襲することなく積極的な見直しを行うこと。

地域における課題解決や地域の活性化を図るため、スクラムミーティングを活

用するなど市町と県で意見交換等を積極的に実施し、政策面での連携強化をこれまで以上に図るとともに、効率的な事業構築の観点から産業・経済圏が重複する隣接県との連携強化を検討すること。

市町等に新たな財政負担が生じる場合など、他の団体と調整を要する事業については、事前に十分検討してその実施に支障のないよう努めること。

特に、補助事業等に係る制度創設、変更等については、市町に対して可能な限り早期の情報提供・協議を行うよう徹底すること。

### **3 内部管理の一層の適正化**

#### **(1) 事務費の措置**

不適切な物品調達問題に係る再発防止策の徹底を図るとともに、再発防止策を踏まえた予算とすること。

なお、それぞれの課・室の運営費を他所属に頼らずに自立した運営ができるよう事務費予算について一定の基準を設けるとともに、事務費の節減努力による加算枠を設けるので、予算要求に当たり留意すること。

#### **(2) 複数年契約の検討**

OA機器賃貸借契約、コピー機に関する複写サービス、庁舎の清掃・警備委託等の複数年契約については、引き続き実施・検討し、手続きの簡素化や契約額の抑制などによるコスト削減に取り組まれないこと。

また、リースによる場合と購入する場合との経費面での比較検討を実施し、コスト低減につながる契約方法の検討を行うこと。

#### **(3) 環境方針への配慮**

深刻化する地球温暖化等の環境対策の一環として、環境物品等調達方針を尊重し、グリーン購入の推進、ICTを活用したペーパーレス化の推進等について予算要求段階から配慮すること。

#### **(4) 公用車の更新**

公用車の更新に係る予算要求に当たっては、当該公用車の稼働状況を確認するとともに、稼働率が低い公用車については、その存廃も含めて十分な検討を行うこと。

また、併せて、所属に配車されている全自動車の運行状況及び必要性についても検証を行うこと。

組織の改廃その他の見直しに伴い、自動車の余剰が発生した場合などにあっては、その所管替え等により対応するものであること。

職員運転用の公用車の購入については、原則として排気量1,600CC以下とすること。

### **4 ファシリティマネジメントの推進**

公共施設等については、「長崎県公共施設等総合管理基本方針」に沿って、資産の長



寿命化や総量適正化、有効活用を図ること。

#### **(1) 施設整備等**

施設・設備の整備（新設、増設、改築等）については、県民サービスの向上及び安全性の確保等の見地から、緊急性の高いものから採択することとするが、その規模、内容等は将来の財政負担も十分考慮し、必要最小限のものとする。

また、これまで整備してきた施設・設備については、今後、更新の時期を迎えていくことになるため、維持補修による延命化や計画的な整備によりトータルコストの縮減及び事業費の平準化を図っていくことを積極的に検討すること。

### **5 歳入の確保**

#### **(1) 自主財源の確保**

未利用資産の売却促進や有効活用などについて引き続き取り組むとともに、県の広報媒体を活用した広告収入など、様々な工夫や手法を用いた新たな自主財源の確保対策について積極的に検討すること。

#### **(2) 使用料・手数料の適正化**

受益者負担の原則に立ち、別途通知する改定方針に従って適切な改定を実施すること。

### **6 その他**

#### **(1) 契約方法の見直し**

契約方法については、「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」（平成24年2月定例県議会）を踏まえ、透明性・公平性の確保を図るとともに、競争性の発揮により経費の節減を図るよう徹底した見直しに取り組むこと。

特に、委託契約については、業務の特殊性等から随意契約としている例が多く見受けられるが、随意契約の理由、妥当性を十分検証すること。

また、契約方法についても、費用面・効果面等からどのような方法が最も適当か検証を行うとともに、予定価格の基礎となる予算要求時の見積もりについても適正かどうかの確認を十分行うこと。随意契約のうち、プロポーザル・コンペ方式を採用する場合、総合評価方式への移行を検討すること。

さらに、委任契約における「請負」と「委任」の区分が明確となっていないとの指摘もあることから、どちらの方法が業務の目的などから適正かどうかの確認を十分行うこと。

#### **(2) NPO等との協働の推進**

NPO等との更なる協働を促進することとし、事業の企画段階からNPO等が参画する仕組み（県民協働課所管）を積極的に活用するなど協働事業分野の拡大を進めるとともに、事業の一部にボランティア活動を取り入れることなどについても十分検討すること。

### (3) 県有施設の管理運営

公の施設の管理について、指定管理者制度導入済みの施設の実績を検証するとともに、県の負担額については、債務負担行為の範囲内で、真に必要な経費を精査し、極力抑制を図ること。

なお、現在、県が直営で管理している施設についても、引き続き導入について検討を行うこと。

県有施設については、利用方法の改善によって良質なサービスの提供に努めるとともに、その管理運営方法については、直営と外部委託の場合における効率性、費用対効果、サービス水準等を総合的に比較し、外部への委託を検討すること。

また、目的に応じた効用が発揮されているかどうかを評価し、県有施設としての存続又は移管を含めた在り方を検討すること。

各種設備の保守管理委託について、契約のあり方、委託料の見直しを行うこと。

### (4) 県出資団体等の見直し

県出資団体等に対する出資、補助、貸付又は事業の委託等については、当該団体の業務内容及び経営状況等を十分勘案し、公共性や公益性の観点から、その必要性を精査した上で最小限のものに限定し、可能な限り自立した組織づくりを進めていくこと。

また、業務量の減少などの情勢の変化が見受けられる団体については、そうした状況を踏まえて更なる見直しを検討すること。特に、累積欠損金を抱えるなど経営上問題を有する団体については、抜本的な対策の検討を行うこと。

### (5) 組織改正・人員配置

組織の改廃、人員配置の変更等については、県民サービスの維持・向上に努めつつ、事業の見直しや外部化・IT化の推進による事務の効率化を積極的に進めることとし、新行政推進室と十分協議してその了解を得ること。

## 予算要求枠の設定

平成29年度予算要求額は年間所要額とし、次の予算要求枠を設ける。

また、国庫補助負担金や地方債については、「その他の留意事項」を参考にするとともに、その他の特定財源の充当についても、原則として平成28年度当初予算におけるルールの範囲内とすること。

ただし、予算編成過程において、県税収入の動向や個別事業の必要性・緊急性を精査のうえ、最終的な予算計上額を決定する。

## 1 各部局へ枠配分する経費

### (1) 枠配分経費

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

【枠配分予定額】

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

経常的経費

- ・単独維持補修 97%以内
- ・非常勤嘱託等経費 前年度同額
- ・固定的経費（指定管理者負担金・共通事務費を除く）
  - [特定事業] 97%以内
  - [特定事業以外] 95%以内
- ・その他経費 95%以内

政策的経費 70%以内

単独維持補修事業については、長期的な維持補修計画・方針を策定するとともに、トータルコストの縮減及び平準化を図ること。

長期的な財政負担軽減につながる一時的な増嵩経費については、所要額の要求が出来るとともに、以下に掲げる見直しについては、財政課と協議のうえ、見直し相当の2倍を上限として追加配分

- ・業務の外部化による人件費相当を含めた縮減
- ・制度の見直しによる除外経費の圧縮  
(人件費見直しについては、新行政推進室を含めて協議)

但し、長崎県行財政改革推進プランに係る見直し分は対象外とする。

政策的経費が少額な部局などについては、行革の取組を歳入・歳出の両面で行うことを前提に柔軟な運用を実施

(2) 枠内普通建設単独事業 80%以内

対象：県負担額かつ一般財源。28年度当初予算をベース。

事業主体を県から合併新市町に移行し、合併特例債を活用することにより、県・市町ともに実負担を縮減できる事業は、別途協議のうえ、上記の事業費に加算できる。

(3) 公共事業費（継足補助含む） 100%以内

対象：県負担額かつ一般財源。28年度当初予算又は国内示のいずれか低い方をベース。

## 2 総合計画特別枠

原則として、総合戦略を推進する事業。

- ・各部局1件まで
- ・先駆性を有し、本県の課題解決に繋がるものであり、部局内での財源捻出が困難と認められるもの

- ・ 枠総額 概ね 6 億円程度を目安
- ・ 新規事業又は拡充事業

### **3 総合計画推進枠**

政策的経費 20%削減額 × 1.0

特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金や地方創生推進交付金を活用する場合は上記の 2 ~ 4 倍の要求可

- ・ 新規事業又は拡充事業

### **4 除外経費**

財政課との協議により、次に掲げる経費として整理したものについては、以上の予算要求枠の対象外とする。

- (1) 職員給与費、退職手当、恩給費、執行機関等委員報酬
- (2) 公債費
- (3) 扶助費（国庫補助事業のみ）
- (4) 不動産投資償還金
- (5) 県税関係清（精）算金、交付金、還付金
- (6) 過年度貸付分利子補給
- (7) 普通建設補助事業（非公共・ダム事業）、災害復旧費、国直轄事業負担金
- (8) 準義務的経費
- (9) 特別会計繰出金
- (10) 特定施設整備経費、特定施策経費
- (11) 特定管理経費

(注)要求に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・ 上記の枠のほか、枠配分経費について、予算査定の結果、減額になった額は協議のうち、次年度の政策的経費の見直し額に含めることができる。
- ・ 新規・拡充事業については、部局内で優先順位を付けること。
- ・ 総合計画に掲げる政策横断プロジェクトに係る事業について、特に優先的に取り組むこと。

## **その他の留意事項**

### **1 国庫補助（負担）事業の取扱い等**

国の予算の動向に十分に留意し、補助対象事業の範囲、補助率等を確認するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) 超過負担のある事業については、国に対し強くその是正を求めること。  
また、国は地方への関与の縮減を進めることとしているが、それによって新たな超過負担が生じることのないよう補助制度の改正の動きに十分留意すること。

- (2) 国において既存の国庫補助(負担)事業が廃止・縮小された場合には、国庫補助(負担)金に替わる地方財政措置が明らかなものを除いて、原則として県事業も廃止・縮小すること。特に継続する必要があるものは、その必要性等を十分検討したうえで対処すること。また、国の経済対策等による基金事業については、必要に応じ、事業期間の延長や期間満了後の財政措置について国へ要請するとともに、その動向を注視すること。
- (3) 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障プログラム法第28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向を踏まえ、予算編成過程で検討することとなっており、特に国の動向に注視し、情報収集に努めるとともに、適切に予算計上をおこなうこと。
- (4) 国庫補助事業については、法令を遵守し適正な執行を求められており、予算要求の段階から、国庫補助の対象経費の範囲については十分留意すること。  
特に、事務費に関する国庫補助対象範囲については、会計検査院の指摘内容等を十分に確認すること。
- (5) 本県の施策をより効率的に推進するため、各府省の予算や地方財政対策の動向を注視し、有利な財政制度の積極的な活用を図ること。

## **2 特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金及び地方創生推進交付金**

特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金については、関係地方公共団体等が実施する航路・航空路運賃の低廉化、物資の費用負担軽減、雇用機会の拡充等の取り組みに必要な経費の一部を補助する交付金等により総合的に支援するとされているので、制度の詳細等について国の動向を特に注視するとともに、交付金を最大限活用できるよう施策構築を図ること。

また、同様に地方創生推進交付金についても、昨年度と同様であること。

## **3 部局間連携の推進**

- (1) 各部局の業務の間にある課題に対してスピード感をもって対応するため、部局間連携の強化を図ること。
- (2) 関係課が複数にまたがる施策や、政策横断プロジェクトなどパッケージで打ち出すものは、類似事業の統廃合や連携強化による効率化などを関係課と調整を図った上で要求すること。

## **4 県債の取扱い**

県債の充当率は、基本的に平成28年度と同様にすること。ただし、行政改革等推進債については、予算要求に当たって財源充当しないこと。

なお、地方財政対策の決定状況により、充当率が変更されることもあるので、関係課においては、財政課からの今後の通知に十分留意すること。

## **5 職員給与費その他**

- (1) 職員給与費については、財政課において別途積算し指示するので、予算要求は不要

であること。

(2)次に掲げる各種事業については、それぞれ関係課と調整を図った上で要求すること。

(事業項目)

(関係課)

・ 広報を中心とした事業

広報課

・ 新規システム開発、大規模システム改修事業

情報政策課

(3)会議等連絡費については、各所属において予算要求は不要であること。

## **6 債務負担行為の設定**

複数年度にわたる補助金の交付決定や契約など、予算計上時点で予め翌年度以降にわたることが確実な場合は、債務負担行為を設定するなど、改めて、関係法令等に基づき、事業や契約の内容等に応じて適切に対応すること。

また、平成30年4月1日から履行開始が必要な契約に係る債務負担行為の設定についても、26年度当初予算と同様の考え方により対応することとしており、別途通知する委託料調の様式にチェック欄を設けるため、設定漏れがないよう十分注意すること。

## **7 予算要求状況の公表**

平成29年度当初予算要求状況について、要求期限後に公表を行うこととしているので留意願いたいこと。

( 以 上 )